

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十九年十月三十日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十五号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百九十九条第一項、第一項及び第四項の規定により平成二十九年九月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年十月三十日

監査委員告示

目 次

- 定期監査の結果に関する報告の公表
- 隨時監査の結果に関する報告の公表
- 定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表
- 財政的援助団体等監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監 査 委 員)  
(同 同 同)  
一 七 五 一  
ページ

岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員  
岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 杉 藤 山 松 篠  
山 本 岡 田 祐 良 正 子 寛 泉 人 徹

## 岐 阜 縿 公 報

第1 監査実施機関数

監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項
知 事 直 質	—	—	—	—	—
総 務 部	6	2	2	4	2
清流の国推進部	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—
環境生活部	1	1	0	1	1
健康福祉部	3	0	1	1	0
商工労働部	1	1	0	1	1
農 政 部	1	0	1	3	0
林 政 部	—	—	—	—	—
県 土 整 備 部	4	2	2	5	3
都 市 建 築 部	3	0	1	0	1
県 市 事 務 所	1	0	0	0	0
教 育 委 員 会	6	2	4	8	2
警 察 本 部	1	1	0	1	1
そ の 他	3	0	1	1	0
合 計	30	9	12	26	15

。とおり。

- ・指摘事項
  - ・指導事項

監査実施機関数の「指摘あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
「監査実施機関数」と「指摘あり」、「指導あり」を合算しても、監査実施機関数とは一致しない。

第2 監查結果

監査の結果、18機関において、10件の指摘事項及び15件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。また、本庁の所管課1機関において、1件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
財政課	平成 29 年 9 月 7 日	行政管理課	平成 29 年 9 月 6 日
法務・情報公開課	平成 29 年 9 月 7 日	税務課	平成 29 年 9 月 6 日
管財課	平成 29 年 9 月 6 日	総務事務センター	平成 29 年 9 月 7 日

1

次のとおり指摘する事項があつた。

機 開 名	区 分	指摘事項	内 容
環境生活部（1機関）		時間外勤務手当の支給事務等において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置することとに、今後は適正に処理されたい。	1 時間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、それを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,001円が過払となっていた。 2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給された時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,873円が過払となっていた。 3 時間外勤務手当の対象となる勤務時間数の計算を誤ったことにより、4時間の時間外勤務代休時間指定はできないにもかかわらず、これを行っていた。
行政管理課		指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していかなかったことにより、1件2,223円が支払不足となっていたので、速やかに措置とともに、今後は適正に処理されたい。
税務課		指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置することとに、今後は適正に処理されたい。 1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、3件9,393円が過払となっていた。 2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,216円が過払となっていた。
管財課		指導事項	夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していかなかったことにより、3件1,083円が支払不足となっていたので、速やかに措置とともに、今後は適正に処理されたい。

## 【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容	
文化財保護センター	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置することとともに、今後は適正に処理されたい。	
1	週休日に勤務命令により勤務した4時間を別の勤務日に割振り変更を行った場合、週休日だった日及び勤務日だった日とともに勤務日として時間外勤務手当の支給割合を適用すべきところ、当該週休日だった日について週休日の支給割合を適用していたことにより、3件1,026円が過払となっていた。		
2	1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,593円が過払となっていた。		
3 健康福祉部（3機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
精神保健福祉センター	平成29年9月11日	知的障害者更生相談所	平成29年9月11日
発達障害者支援センター	平成29年9月11日		

## 【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内 容
精神保健福祉センター	指導事項	時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置することとともに、今後は適正に処理されたい。
発達障害者支援センター	指導事項	1 月60時間を超えた時間外勤務について、支給割合を誤ったことにより、4件6,063円が支払不足となっていた。 2 時間外勤務手当を支給すべきところ、休日勤務手当を支給していたことにより、休日勤務手当1件3,447円が過払、時間外勤務手当1件3,829円が支払不足となっていた。

機関名	区分	内 容	
農業経営課	検討事項	農業大学校の学生寮光熱水費負担金（以下「負担金」という。）について、学生寮の入寮生から電気料及び水道料として一人当たり月額500円を徴収し、県の歳入（雑入）に計上している。 しかし、学生寮に電気及び水道の検針メーターが設置されておらず、学生寮分の使用量の把握ができないことから、負担金の額が使用実態に見合った設定となっていいるかが明確となっていない。 こうした中、学生寮の電気料及び水道料を県が過分に負担しているおそれがあることから、実態を把握したうえで、必要な場合は受益者負担の原則に基づいた見直しを検討されたい。	
6 県土整備部（4機関）			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
用地課	平成29年9月7日	美濃土木事務所	平成29年9月20日
多治見土木事務所	平成29年9月8日	恵那土木事務所	平成29年9月14日

## 【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内 容
セラミック研究所	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件2,852円が過払となっていたので、速やかに措置とともに、今後は適正に処理されたい。

## 【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	実施年月日
東濃農林事務所	平成29年9月12日

## 【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内 容			
用地課	指導事項	外付けハードディスクの管理事務において、「USBメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管理者の許可を得ることなく、職員が外付けハードディスクを利用していたので、今後は適正に処理されたい。			
美濃土木事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料138,456円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。			
指導事項	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として38,289円の費用負担が発生していいたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。			
多治見土木事務所	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として110,619円の費用負担が発生し、また、修繕料59,400円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。			
	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として34,992円の費用負担が発生していいたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。			
<b>7 都市建築部（3機関）</b>					
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日		
住宅課	平成29年9月7日	東濃建築事務所	平成29年9月8日		
リニア推進事務所	平成29年9月14日				
<b>【監査の結果】</b>					
次のとおり指摘又は指導する事項があった。					
機関名	区分	内 容			
関高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料156,924円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。			
多治見北高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給時間数の計算を誤ったことにより、2件3,217円が支払不足となっており、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			
坂下高等学校	指導事項	毒物及び劇物の保管事務において、「学校における毒物及び劇物の保管事務に関する規定」に基づき保管管理を行うこととなっているが、次に不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			
<b>8 県事務所（1機関）</b>					
実施機関名	実施年月日	内 容			
東濃県事務所	平成29年9月12日	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料118,692円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。			
<b>【監査の結果】</b>					
次のとおり指導する事項があつた。					
機関名	区分	内 容			
住宅課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料118,692円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。			
<b>9 教育委員会（6機関）</b>					
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日		
武義高等学校	平成29年9月20日	関高等学校	平成29年9月20日		
多治見北高等学校	平成29年9月12日	恵那農業高等学校	平成29年9月14日		
坂下高等学校	平成29年9月15日	中津商業高等学校	平成29年9月15日		
<b>【監査の結果】</b>					
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。					
機関名	区分	内 容			
関高等学校	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料156,924円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。			
多治見北高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給時間数の計算を誤ったことにより、2件3,217円が支払不足となっており、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			
指導事項	指導事項	毒物及び劇物の保管事務において、「学校における毒物及び劇物の保管事務に関する規定」に基づき保管管理を行うこととなっているが、次に不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			
恵那農業高等学校	指導事項	1 保管場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていなかった。 2 毒物及び劇物の保管状況の確認を定期的に行うこととなっているが、アンモニア水の試薬について保管状況を確認したところ、毒品保管簿（毒・劇物）への適正な記録及び定期的な確認が十分に行われていなかつた。			
坂下高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、2件3,686円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 非常勤講師等の源泉所得税及び復興特別所得税に係る支出事務において、納期限までの支払を遅延したことには適正に処理されたい。			
指導事項	指導事項	毒物及び劇物の管理事務において、「理科薬品の保管管理規程」に基づき保管管理を行うこととなっているが、保管場所に、毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていなかったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。			
中津商業高等学校	指導事項	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事			

岐阜県職員監査委員会長録 | 二十六回

おたは浪次（留保）|十一|年法律第六十七回|第回九十九條第一項及び第十項の規定による  
もつて定められたるにしたる監査の結果に關する監査を実行したるに  
回査第九回の規定によるものと爲め。

計数 |十六回+四回=二十回

現が認められたので、速やかに措置することとに、今後 は適正に処理されたい。	
1	1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,465円が過払となっていた。
2	勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件548円が過払となっていた。

指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料65,016円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
------	--

警察本部（1機関）	実施機関名	実施年月日
岐阜北警察署	岐阜北警察署	平成29年9月11日

## 【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内 容
岐阜北警察署		公務中の7件の交通事故について、損害賠償金として33,634,561円の費用負担が発生し、また、修繕料67,501円（うち相手方負担分133,609円）が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

## 【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
議会事務局	平成29年9月7日	労働委員会事務局	平成29年9月6日
選舉管理委員会東濃地方事務局	平成29年9月12日		

## 【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内 容
労働委員会事務局	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料62,880円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

岐阜県職員監査委員会  
松山 謙  
岐阜県職員監査委員会  
田岡 正  
岐阜県職員監査委員会  
藤祐子  
岐阜県職員監査委員会  
山田 徹  
岐阜県職員監査委員会  
大庭 寛子

## 随時監査の結果に関する報告

## 第1 監査の趣旨

県の機関における財務に関する事務の執行について、不適正な事務処理の未然防止及び内部けん制機能の強化の観点から、定期監査とは別に、事前通告を行わない、抜き打ちの手法を用いて監査を実施した。

## 第2 監査の概要

## 1 監査実施機関

- ① 保健医療課（南飛騨健康増進センター）
- ② 下呂看護専門学校
- ③ 農業経営課（就農支援センター）
- ④ 畜産研究所（酪農研究部）
- ⑤ 加茂農林高等学校
- ⑥ 海津特別支援学校

## 2 監査対象年度

平成 29 年度

## 3 監査対象事項

- ・現金の取扱い
- ・生産物の出納管理

## 4 監査実施年月日

- ・予備監査（事務局職員による実地監査）
  - 平成 29 年 6 月 23 日（金）（1-④⑤の機関）
  - 平成 29 年 8 月 9 日（水）（1-③⑥の機関）
  - 平成 29 年 8 月 21 日（月）（1-①②の機関）の 3 回に分けて実施
  - ・本監査（監査委員による書面監査）
- 平成 29 年 9 月 27 日（水）

## 第3 監査の結果

保健医療課（南飛騨健康増進センター）に 1 件の指摘事項及び海津特別支援学校に 1 件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講ずよう求めた。他の 4 機関においては、特に指摘及び指導する事項はなかった。

機関名	区分	内容
保健医療課 (南飛騨健康増進センター)	宿泊施設(キャンプ舎)の使用料の徴収事務について	おいて、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 南飛騨健康増進センター条例では幼児についてのみ宿泊に係る使用料を無料としているにもかかわらず、幼児以外の者を無料としていたものがあった。
海洋特別支援学校	指導事項	現金の収納事務において、現金出納簿に記載がないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項

岐阜県監査結果報告書(十七回)

地方百済法（昭和二十一一年法律第六十七号）第四十九条第一項前段の規定による  
て、回復後段の規定によるつ通報に係る事項を次のとおり表す。

平成二十九年四月十日

岐阜県監査課長　藤 松 山 田 国 正 良 寿 実 子  
岐阜県監査課副長　杉 本 徹  
岐阜県監査課次長　山 田 正 良  
岐阜県監査課次長　佐 々 木 伸 一  
岐阜県監査課次長　川 岸 伸 也  
岐阜県監査課次長　高 木 伸 也  
岐阜県監査課次長　中 野 伸 也  
岐阜県監査課次長　大 久 保 伸 也  
岐阜県監査課次長　小 野 伸 也  
岐阜県監査課次長　伊 丹 伸 也  
岐阜県監査課次長　高 木 伸 也  
岐阜県監査課次長　中 野 伸 也  
岐阜県監査課次長　大 久 保 伸 也  
岐阜県監査課次長　小 野 伸 也  
岐阜県監査課次長　伊 丹 伸 也

## I 平成28年度及び平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

## 1 平成28年度

区分	監査結果			今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C		
指摘事項	86	85	0	0	1
指導事項	112	112	0	0	0
検討事項	9	7	0	2	3
計	207	204	0		

## 2 平成29年度

区分	監査結果			今回措置を講じたもの※	未措置
	A	B	C		
指摘事項	64	0	8	8	56
指導事項	53	0	11	11	42
検討事項	3	0	0	0	3
計	120	0	19	19	101

(単位：件)

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年9月27日、9月28日及び10月6日に知事等関係機関から通知があつたもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に對し是正若しくは改善を求める事項

## II 定期監査の結果に基づき講じた措置

## 1 平成29年度

## (1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

危機管理部	監査結果	講じた措置
危機管理政策課	公務中の1件の交通事故について、修繕料37,368円が支払われていって、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故直後に、所属長から事故を起こした職員に対し、運転手一層の注意を払い、より慎重な安全運転の励行について口頭注意を行った。 また、全職員に対し安全運転の注意喚起

## 岐阜県公報

機関名 健康福祉部	監査結果 講じた措置	を行ったほか、定期的に交通安全推進員から全職員に交通安全及び交通事故防止に関する周知徹底を行い、交通事故の再発防止を図った。
機関名 中濃子ども相談センター	監査結果 講じた措置	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として92,504円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

機関名 岐阜県警察署	監査結果 講じた措置	教育委員会
機関名 岐阜県警岐阜警察署	監査結果 講じた措置	機関名 海津明誠高等学校
機関名 岐阜県警岐阜警察署	監査結果 講じた措置	監査結果 講じた措置

## (2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
広報課	<p>夜間勤務手当の支給事務において、週休日の振替等により、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務したにもかかわらず、夜間勤務手当を支給していなかったことにより、2件、644円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたこととした。</p>	<p>夜間勤務手当の支給不足分については、速やかに直給手続きを行い、平成29年8月2日（直近の給与支給日）に本人に対して支払を完了した。</p> <p>再発を防止するため、「週休日の振替等の通知書」に夜間勤務手当対象時間の記入項目を設け、当該手当支給の要否を確認することとした。</p>

## (2) 監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
中央子ども相談センター	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、1件3,294円が支払不足となっていたので、速やかに指置するとともに、今後は適正に処理されたい。	これまでの手計算によるものから、今後は総務事務センターが電子掲示板へ掲載している時間外勤務手当時間数計算のための支援機能ツールを使用することにより誤りの防止を図った。 また、結果を複数人で確認することとした。
公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料47,128円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	誤りがあったものについては、平成29年7月21日に追結処理を行った。 当該職員に対し、所属長よりパソコンの適切な使用、管理について指導を行った。 また、所内会議においてパソコンをはじめ物品について適切な使用及び管理を周知徹底し、職員の毀損事故防止意識の向上を図った。	所内会議において、乗車時の安全運転及び交通事故防止を徹底し、より一層服務規律の確保に努めるよう指導を図った。 また、公用車の管理に関する指導を行うとともに、使用者による仕業前後の点検を確實に行うよう周知徹底した。 今後も機会を捉えて、交通事故防止について周知徹底を図る。
公用車の管理において、修繕料115,884円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。		

## 教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
海津明誠高等学校	卒業証明書等交付事務において、処理状況の進捗管理を行う証明書交付処理簿が正確に記録されていなかったので、今後は適正に処理されたい。	平成29年5月18日予備監査終了後、処理簿の誤りを訂正し、進捗状況を把握できるよう証明書交付処理簿の様式を修正した。 また、証明書の申請進捗状況を事務室全体で把握できるよう、申請書及び証明書を所定の場所に保管し、適正管理に努めていきたい。
公務中にノート型パソコンを損傷させた 2件の毀損事故について、修繕料453,144円 が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料39,312円 が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	毀損事故が発生した平成28年度から、職員会議においてパソコンの慎重な取扱いについて周知を図っている。平成29年度も職員会議において周知を図り、再発防止に努める。 職員会議において備品管理の重要性と管理責任を周知し、特に授業などでパソコンを使用する際には落下等による毀損に細心の注意を払うよう職員一人ひとりが徹底した。
東濃特別支援学校	特別支援教育費学園園費の支出事務において、委任状を微することなく、保護者から依頼を受けた者の口座へ支払っていたので、今後は適正に処理されたい。	今後は、本人以外の口座に振り込む場合は「岐阜県会計規則」に基づき委任状を取ることを徹底した。
瑞浪高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料20,088円 が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては口頭注意を行い、パソコンの取扱いを適正に行うよう指導を行った。 また、毎週開催する主事会においてパソコンの取扱いに十分注意するよう注意喚起を行い、各学部主事から各部の職員に伝達を行った。さらに、全職員が参加する職員会議においてもパソコン使用の注意事項を説明し、周知を図った。 今後も機会をとらえて繰り返し職員に周知を行へ、再発防止の徹底を図る。

不注意で修理見積額が高額になることや賠償責任が職員にも及ぶことがあることを職員に周知するとともに、情報管理課発出の「公用パソコンの取扱いにおける注意喚起について」を再徹底させ、意識の向上に努めた。

また、警務課長が適時各課に立ち入り、パソコン周りの環境整理について目視により点検している。

## 警察本部

機関名	監査結果	講じた措置
岐阜中警察署	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故(修繕料相当額213,977円) が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	当該職員に対しては、毀損事故の原因及び防止策並びに毀損事故がもたらす影響について、幹部による個別指導を行った。 全職員に対しては、警務課長が、ほんの

岐阜県額面額外支拂額 | 一十八郎

地方自治法（昭和二十一一年法律第六十七号）第八十九条第一項前段の規定によるもので、回復後段の規定によるものと同一の事項を次のとおり公表する。

平成二十九年四月一日

岐阜県額面額外支拂額 梶 松 山 本 正 志 祐 実 子 徹 實 人 泉

## 1 平成28年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区分		監査結果	措置済	今回措置を講じたもの*	未措置
		A	B	C	A - B - C
指摘事項	出資・出捐団体	1	1	0	0
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者	0	—	—	—
計		1	1	0	0
指導事項	出資・出捐団体	11	10	1	0
	補助金等交付団体	1	0	0	1
	指定管理者	3	2	0	1
計		15	12	1	2
検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者	0	—	—	—
計		0	—	—	—
指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者	0	—	—	—
計		0	—	—	—
所管機関	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	1	0	0	1
	指定管理者	3	2	0	1
計		4	2	0	2
検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
	補助金等交付団体	0	—	—	—
	指定管理者	0	—	—	—
計		0	—	—	—
合計		20	15	1	4

※平成29年9月27日に知事から通知があつたもの  
(注)監査結果の区分については次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

## 2

## 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

所管機関名 出資・出捐団体	団体名	監査結果	講じた措置
地域スポーツ課	公益財団法人岐阜県体育協会	平成27年度の財務諸表において、財務諸表の注記に指定正味財産への振替額の内訳が記載されていなかったので、今後は適正に処理されたい。	当該法人から、以下のとおり対応するとの報告を受け、確認した。 平成28年度の財務諸表の注記には、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳を記載した。 今後は、記載内容の不備、漏れ等が無いよう、事務局内での確認及び会計事務所によるチェックを厳格に行い、公益法人会計基準に準拠した財務諸表の作成に努める。